

〔投票箱閉鎖〕

○議長（伊達忠一君） これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長（伊達忠一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十三

白色票

七十二

青色票

百六十一

よつて、本決議案は否決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（伊達忠一君） この際、お諮りいたします。

小川勝也君外一名発議に係る農林水産委員長堂故茂君解任決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊達忠一君） 御異議ないと認めます。

よつて、本決議案を議題といたします。

磯崎陽輔君外一名から、賛成者を得て、

本決議案の議事における発言時間は趣旨説明に

ついては十五分、討論その他については一人十分に制限することの動議が提出されました。これより本動議の採決をいたします。

相原久美子君外六十八名より、表決は記名投票をもって行われたいとの要求が提出されておりま

す。現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもって行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長（伊達忠一君） 速やかに投票願います。

——速やかに投票願います。——このままでは投票時間を制限せざるを得ないこととなります。

——速やかに投票願います。——速やかに投票願います。

——ただいま行われております投票につきましては、自後一分間に制限をいたします。時間が

が参りましたら投票箱を閉鎖いたします。速やかに投票願います。

——残り三十秒となりました。

間もなく制限時間となります。（発言する者あり）

山本太郎君に申し上げます。演壇での、議長に許可なく発言しないでください。

投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（伊達忠一君） これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長（伊達忠一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七

白色票

百六十六

青色票

七十一

よつて、本動議は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（伊達忠一君） これより発議者の趣旨説明を求めます。森ゆうこ君。

〔議案は本号（その二）に掲載〕

〔森ゆうこ君登壇、拍手〕

○森ゆうこ君 自由党の森ゆうこです。

私は、立憲民主党・民友会、国民民主党・新緑

風会、日本共産党、希望の会（自由・社民）の各

会派を代表して、ただいま議題となりました農林水産委員長堂故茂君解任決議案の趣旨を御説明いたします。

まず、案文を朗読いたします。

本院は、農林水産委員長堂故茂君を解任する。右決議する。

趣旨説明をさせていただく前に、まず申し上げたいことがございます。

私は、本院における戦後最長演説記録、三時間一分の記録を持つております。年金国会、百年安心の年金改革、国井正幸厚生労働委員長の解任決議案をこの場で趣旨説明をさせていただいたときに、三時間一分の趣旨説明をさせていただきました。

当時の自民党は、当時の与党は非常に懐が深かった。言論の府、立法府、この我々の責務の重要性、言論封殺をすることなどなく、発言を認められました。

当時は、青木幹雄先生が会長であったということとであります。当時の参議院はミキオハウスと言われておりました。まあ、新人の私から見ても、水を漏らさぬ国会運営、少数意見を尊重し、間違っても、手続に瑕疵がある、言論封殺、民主主義の崩壊、そんなことを言われるような議会運営をしたということは見たことがありません。強行採決もいろいろされましたけれども、そのときには

手続に瑕疵があったと言われないように細心の注意を払って行っていた、それが当時の自由民主党であったというふうに思います。

しかるに、残念ですね。何ですか、言論封殺をされている野党の議員の趣旨説明に対して、ルールを守れ、ルールを守れ、必死に叫んでいますけれど、その元気があるなら、民主主義のルールの根幹である公文書改ざんで民主主義の根幹のルールを壊した安倍政権そのものに対してルールを守れと言うべきではないですか。

しかも、くだらないこの発言制限動議に何で一時間も使っているんですか。言論の府の自由を取り戻せ。何やっているんですか。

今だけ、金だけ、自分だけ、安倍総理のお友達だけ。強欲の市場原理万能主義の荒波に国民を放り込む法案が問答無用で次々に成立する中、本院農林水産委員会では、七十年ぶりの大改正となる漁業法改正案の審議が臨時国会の最終盤である今週から始まりました。

漁業を生業として、浜で暮らしながら資源を守り、我が国の水産業の発展と食料安全保障に貢献するだけではなく、三万三千八百八十九キロメートルに及ぶ海岸線に存在する集落を維持することで国境を監視するという重要な役割を担う漁業者と水産業を支えてきた漁業法を全く別の新しい法律に作り替える法案であり、全国の漁業協同組合

や現場の漁師さんたちから、現場を視察して漁業者の意見を聞いてほしい、少なくとも地方公聴会を開くべきだ、臨時国会での拙速な改正に反対などの意見書が次々に送られてきております。

この短い臨時国会で成立させようなどということは、そもそも無理な話なんです。その無理を押し通そうとしたために、誰が見ても瑕疵があると言わざるを得ない委員会運営が昨日行われたのであります。

堂故委員長、私は、委員長解任決議案を本当に本当に残念な気持ちで読み上げました。堂故委員長のことは、失礼ながら、この臨時国会で農林水産委員長に就任されるまで全く存じ上げませんでしたが、去る十月二十四日の本会議で農林水産委員長に指名されたときには、野党議員の間に拍手が沸き起こると同時に、堂故さん、頑張つてという声まで上がり、私は、大変驚くとともに、党派を超えて人望を集める委員長に少し期待してしましました。その期待どおり、堂故委員長は、臨時国会の序盤でいきなり対決法案でもない給与法の採決を委員長職権で強行するという、これまで聞いたこともないむちゃくちゃな議事運営を行った内閣、外交防衛、法務の委員長たちとは一線を画し、丁寧な委員会を行ってこられたと私は思っております。

理事会においては、理事オブザーバーである私

に対しても非常に寛大な姿勢で発言を許可するなど、国民から良識の府としての役割が期待されている本院の常任委員長として、各会派の主張に耳を傾け、審議の充実を図るために公平公正に議事を整理するという重責を果たしていらつしやる、そう思っております、昨日のあの事件までは。

堂故委員長、昨日、十二月六日の委員会運営は、幾ら何でも、幾ら何でもひど過ぎました。理事会で与党の理事が、出席した民間企業に非公開と約束したので提出できないという説明をしていた漁業権の民間開放などを議論した国家戦略特区ワーカーキンググループの議事録について、委員会終盤になつて水産庁長官が、検討中のガイドラインに関する内容を含むため当時は非公開を希望したが、提出できると全く異なる説明をしたため、委員会に紛糾し、私の質問の途中にもかかわらず、委員長は暫時休憩を宣言され、理事会が再開されました。

漁業権の民間開放についての議事録は、七十年度の漁業法大改正案提出の経緯や立法事実そのものを議論する前提となるものであり、事前の資料提出を求めるのは当然のことです。出すべき資料を出さないのは、審議の妨害、質問権の侵害です。

しかし、本当はすぐにも出せる、実際その議事録はその後三十分もたたずに提出されました。

出せばよかつたじゃないですか。出すべき資料である国家戦略特区議事録の提出を待つこともなく、委員会再開と質疑終了、採決を求める与党側の一方的な要求に従つた堂故委員長は、野党理事の納得を得ることもなく委員会を再開してしまいました。

そして、驚いたことに、田名部匡代、紙智子両理事がまだ着席もしていないのに、いきなり議事を進行して、質問者である私が入室に手間取つてしまったのです。私は、温厚な紙智子理事が激怒するのを初めて見ました。それほどひどい運営だつたと思います。明らかに議事整理に瑕疵があると言わざるを得ず、断じて容認することはできません。

言論の府において決して侵してならないのは、議員の質問権であります。私は、与野党双方の先輩議員たちからこのことを事あるごとに厳しく教えられてまいりました。なぜ三十分資料の提出を待てなかつたんでしょうか。

そういえば、いつの間にか理事会室に、農林水産委員会に所属していない自民党の国対関係と思われる三人の議員が入り込んでおりました。早く終わらせると指示を出しているように私には見えませんでした。そして、外国人技能実習生実態調査のプロジェクトチームリーダーを務めている法務大臣

政務官が、委員長から退室許可が出てもないのに、法務委員会に戻らせてくれと私にそういえば頼んできていました。

堂故委員長、まさか、法務委員会で安倍総理の言うややこしい質問を早く切り上げ、入管法改正の強行採決ができるように、法務大臣政務官を戻らせるべく、焦つて無理なことをしたのではないでしょうね。

私はこれまでも何度も強行採決などを経験しましたが、先ほども申し上げましたように、かつての自民党は、手続に瑕疵があつたと絶対言われないうように細心の注意を払つてやっておりましたよ。何ですか、さつきからのぶざまな姿は。このようにはあからさまに質問権を剥奪されたのは私にとつては初めてのことであり、驚きと同時に、強い憤りを禁じ得ません。

漁業法改正の最大の問題点は、何といても漁業権です。

漁業による利益を地域に広く行き渡らせるといふ基本理念の下、現行法では、漁業権は地元漁民や漁業組合を免許の優先順位第一位と条文に規定しています。五年あるいは十年に一度更新されて、知事の許可を受けるものです。漁業権付与の優先順位が法定化されていることによって、農地と違い、所有権がなく不安定な漁業権であっても、なりわいとして漁業を営み、浜と資源を管理し、漁

村共同体を長らく守ることができました。

その優先順位を既得権と決め付け、条文から削除して、条件の更新には漁場を適切かつ有効に活用していることという、何回質問しても、これは与野党共に質問しましたけれども、明確な答弁のない、新しい曖昧な判断基準で漁場を適切かつ有効に活用する、知事の恣意的判断で免許される疑念が高まり、地元漁業者からは、先行きが不安で、二〇一七年には約十五万人となり、半世紀前の四分の一に減っている後継者不足に更に拍車が掛かると強い反対意見が寄せられています。

また、海区の非常に複雑な利害関係や資源の管理などに力を注ぎ、浜の秩序を守ってきた海区漁業調整委員の公選制を廃止して都道府県知事の任命制に転換することも、知事の恣意的な運用が強まるとして大きな批判を呼んでいます。

現行漁業法は、浜の民主化を重要な目的として、その第一条に、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって漁民の民主化を図ると明文化していましたが、今回その文言が削除されることは、民主的なプロセスではなく権力者によって、もうかる漁業になればいいという、無責任な安倍政権の体質そのものを示していると訴えたいと思います。

しかも、漁業権優先順位の廃止や海区漁業調整委員の公選制廃止については、要望や意見書もな

く、さらには、水産庁が水産制度改革の経緯として国会議員へ配付した資料に示された会議のどの議事録を探しても議論が行われていませんでした。

○議長（伊達忠一君） 森君、時間が超過しております。簡単に願います。

○森ゆうこ君（続） つまり、政府の説明では、審議の経緯も、それから立法事実も示されなかったであります。そして、当然、探してみても、民営化、漁業権の民間開放、今でも漁業権、民間の会社は免許を受けることができますけれども、さらに、民間に漁業権を……

○議長（伊達忠一君） 森君、簡単に願います。

○森ゆうこ君（続） 開放するためのその議論は、例の国家戦略特区のワーキンググループで議論をされています。

加計学園のときと一緒ですね。加計学園の問題、皆さん、まだ終わっていませんよ。最初から国家戦略特区の会議に実施事業者である加計学園の関係者が出席をして、そして……

○議長（伊達忠一君） 森君、時間経過しております。簡単に願います。

○森ゆうこ君（続） 実施予定事業者でなければ発言できない内容を発言していたということは、これは政府も認めております。しかし、その議事録を、その議事録を改ざんして、改ざんして、そして私たちに真実を分からせないようにしている。

今だけ、金だけ、自分だけ、安倍総理のお友達だけ、そのためには……

○議長（伊達忠一君） 森君、時間が大分経過しております。簡単に願います。

○森ゆうこ君（続） そのためには、民主主義のルールを壊す公文書の改ざん、議事録の隠蔽、そういうことを平気でやって、政治家が誰も責任を取らない、自民党の皆さん、与党の皆さん、そのような安倍政権、政治家に対してこそ、ルールを守れ、そう言うべきではないでしょうか。

○議長（伊達忠一君） 森君、おまとめください、時間ですから。

○森ゆうこ君（続） 昨日の堂故委員長らしからぬ、余りにも、余りにもぶざまな委員会運営は、恐らく漁業法改正案を何が何でも今国会で成立させるという安倍首相官邸の強い指示ではないかと拝察いたします。

しかし、参議院は官邸の下請機関ではありません。日本国憲法に規定された国権の最高機関であり……

○議長（伊達忠一君） 森君、時間が大分経過しておりますので、まとめてください。

○森ゆうこ君（続） 私たちのよって立つところは、主権者国民であります。

篠原孝衆議院議員によれば、世界の流れは、沿岸国の漁業資源管理については結局沿岸国に任さ

れてきており、日本の漁業権制度は、資源管理の沿岸国主義を先取りする優れた制度であります。資源を枯渇させることなく漁業国として発展していくためにも、今だけ、金だけ、自分だけの一部の人の声ではなく、十五万人の約九四％を占める地元の小さな漁民の声に耳を傾けるために、新しい委員長の下で引き続き議論を深めるために、解任決議案への賛同を求めるものであります。

そして、昭和三十一年、まあ私の生まれた年と一緒にですから、六十二年前の先例を無理やり使って解任動議決議案が出ている委員長をゾンビのようには復活させ、そして委員会の日時の設定をする、そこまで落ちぶれたのか、改めて申し上げたいと思います。

○議長（伊達忠一君） 森君、時間が大幅に超過しております。このままでは発言を禁止せざるを得ません。まとめてください。

○森ゆうこ君（続） 民主主義のルールを守っていないのはどこの誰ですか。

外国人技能実習生の調査票個票、私は……

○議長（伊達忠一君） 発言を禁止しますよ。やめてください。

○森ゆうこ君（続） 手で書き写すためにやっていますよ。そうしたら、自民党の理事が来て何て言ったんですか。好きでやっているんだらうと好きでやっているわけじゃありませんよ。

文書は改ざんする、資料は出さない。私も好きこのんで厚生労働省の地下室に行って労働実態調査の個票を探しに行ったり、近畿財務局に乗り込んだり、そんなことを好きでやっているわけじゃないんですよ。

我々は、我々は、議論の前提にさえ立っていない。議論を始める前に資料を出せ、改ざんするなと申し上げ、私の……

○議長（伊達忠一君） 森君、簡単にしないと発言を禁止します。

○森ゆうこ君（続） ああ、そうですか。まあまあ、いいじゃないですか。

○議長（伊達忠一君） 発言をやめてください。

○森ゆうこ君（続） 言論封殺には反対します。

資料は出さない、資料は改ざんする……

○議長（伊達忠一君） 森君、発言を禁止します。やめてください。（議場騒然）

「森ゆうこ君」資料を出さない、資料を改ざんする、そして議論の前提にさえ立たせてもらえない、質問してもきちんとした回答を行わない。それで、何ですか、自民党の皆さん。（議場騒然）何だって、禁止だって、禁止って言ったの。それでね、自民党の皆さんに一つ言いたいよ。主要農作物種子法や……と述ぶ」

○議長（伊達忠一君） もう発言をやめなさい。

「森ゆうこ君」農協改革法や今回の漁業法、

入管法改正、みんなね、皆さん、本当は反対だと私も、ひどい法案だと、反対だと言ってくるんですよ。言ってくるんですよ。今回の漁業法だって、本当は反対だって言ってきた人、いるでしょう。だったら反対しなさいよ。だったら、こんなでたらめな法案出させるな。今までの自由民主党なら、今回の漁業法や……と述ぶ」

○議長（伊達忠一君） 森君、発言をやめなさい、もう。

「森ゆうこ君」今回の漁業法や、それから入管法の改正案なんていうこんなでたらめな法案を自民党が出させませんでしたよ。どうしちゃったんだ、自民党。こんなひどい法案を、きちんと議論もさせないでどんどん問答無用で採決し、そして皆さん、知っていますよ、地元に戻れば、実は私はこの法案は反対だったんですと説明している人いるでしょう。そういういいかげんなことが国民の生活を壊すんですよ。（議場騒然）どんな質問したって、まともに答えられないじゃないですか。公文書改ざんしても……と述ぶ」

○議長（伊達忠一君） 森君、降壇をしなさい。

「森ゆうこ君」麻生大臣が居座っているじゃないですか」と述ぶ」

○議長（伊達忠一君） 降壇をしなさい。

「森ゆうこ君」ルールを破っているのは安倍内閣だ。ルールは守れと言うなら、安倍首相に

言え。何で公文書改さんの責任を、自殺者も出てくるのに麻生大臣は取らないんだ」と述べ」
○議長（伊達忠一君） はい、森君、降壇をしてください。降りなさい。

「森ゆうこ君「おかしいでしょう、そんなことは。おかしいじゃないですか。私の質問権が奪われたんですよ。私の質問権が奪われたんですよ、昨日。質問権を返してくださいよ。質問時間を返してくださいよ。質問時間を返してくださいよ。質問時間を返してくださいよ」と述べ。拍手、議場騒然」

○議長（伊達忠一君） 本決議案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。岩井茂樹君。

〔岩井茂樹君登壇、拍手〕

○岩井茂樹君 自由民主党の岩井茂樹です。

私は、自民・公明を代表して、ただいま議題となりました堂故茂農林水産委員長解任決議案に対し、断固反対の討論を行います。

以下、この解任決議案がいかに理不尽なものなのか、説明を申し上げます。

本年十月に就任されて以来、堂故委員長は、本日に至るまで公正かつ円滑な委員会運営に努めてこられました。これまでの農水委員会においては、その進行に当たっても多くの会派の方々の主張に耳を傾け、中立公正な運営に尽力をされてまいり

ました。いずれの法案の審議も整然と行われてきたのは、堂故委員長の丁寧な運営のたまものだと私は思っております。

堂故委員長は、御地元富山県で県議二期、氷見市長を四期務められました。市長時代にも、常に現場で額に汗する方々、地域の活性化に取り組む方々の視点を忘れずに、地域の海、山、産業の個性を生かした多様な交流拠点づくりを進めてこられました。活躍の舞台を国政に移されてからも、文部科学大臣政務官、我が党の副幹事長を歴任されましたが、農林水産委員長に就任してからも、温和で思いやりのあふれるお人柄で円満に審議を進めてこられました。しかしながら、ここに至り、突然、堂故委員長に瑕疵がないにもかかわらず解任決議案が提出されたことは、全く理解できません。

近年、世界で水産物需要が大きく伸びている中、多様な水産資源を生み出す世界有数の広大な漁場が我が国の前に広がっているにもかかわらず、我が国漁業は、資源の変動による漁獲量の減少や魚介類の消費量の低迷など、厳しい状況に置かれております。また、漁業就業者数の減少と高齢化も続いております。

今回の漁業法改正案は、我が国の水産資源の減少、生産量と漁業者の長期的減少に鑑みて、水産資源の持続的な利用の確保を目的規定に位置付け

るとともに、我が国の漁業が世界の漁獲量の四分の一を占める北太平洋西部に世界有数の排他的経済水域を持つ等の大きな潜在力を持つことを踏まえ、水産業を成長産業化させるべく、七十年ぶりの大改革を行うものであります。

大きな改革であるがゆえに、浜の現場にはどうしても不安が伴います。例えば、海面利用制度の見直しについても、経済的効率性、生産性だけが基準となれば、これまで地道に浜の資源や環境を管理してきた地元の継続利用が優先されないのではないかと懸念の声を許してしまうのではないかと懸念の声もありました。

しかし、これまでの審議において、政府からは漁獲可能量及び漁獲割当て割合の設定等に当たって、漁業者及び漁業者団体の意見を十分丁寧に聞き、現場の実態を十分に反映するという答弁があるなど、現場の懸念を受け止めた上で、しっかりと説明をし、関係者の声に耳を傾けながら丁寧に進めていくことが明らかになっております。

これも、堂故委員長の委員会運営の下、全漁連海区漁業調整委員から成る三名の参考人による意見聴取を含め、多角的な視点から本法案に関する審議をしっかりと進めてきたからであります。

その上で審議を続けていく努力をするということとは、委員長の職責として当然です。堂故委員長